

機械警備業者からの警察機関への通報基準に関する運用要領の制定について

発出年月日：平成 20 年 3 月 14 日

文書番号：沖例規生企第 5 号外

公表範囲：概要

改正 前略・・・令和 3. 3 沖例規務第 13

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 40 条に規定する機械警備業者が、基地局において、盗難等の自己の発生に関する情報を受信した場合における警察機関への通報方法及びこれに関する措置等必要な事項を定めたもの。